

社会福祉法人田茂木野福社会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人田茂木野福社会（以下「この法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づく役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 非常勤の役員等とは、法人を主たる勤務場所とする常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の役員等は、すべて非常勤の役員等とし、職務執行の対価として、報酬総額が各年度1,100,000円を超えない範囲で、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席及び法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が理事会又は評議員会に出席したとき及び理事会又は評議員会以外の日において、この法人又は施設の職務遂行にあたった場合には、別表第2に定める費用を支給する。

2 役員等が理事会又は評議員会以外の日において、この法人又は施設の職務遂行にあたって交通費以外の費用を要する場合には、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附則

(施行期日等)

この規程は、平成29年6月15日より施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1 (役員等の報酬)

理事会及び評議員会への出席	日額 10,000円
上記以外の法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

別表第2 (役員等の費用)

交通費 (会議等出席1回毎)	2,000円ただし、これを超える場合は実費相当額
----------------	--------------------------